



先発医薬品希望者の自己負担の仕組み

6月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方希望者は、特別の料金を支払うこととなります。特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当の料金のことです。例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1〜3割の患者負担とは別に特別の料金として支払うこととなります。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えての支払いとなります。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

問い合わせ先

役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157「直通」

先発医薬品

※医療上の必要性がある場合

保険給付

患者負担

後発医薬品

保険給付

患者負担

先発医薬品と後発医薬品の価格差

価格差の1/2相当

先発医薬品

※患者が希望する場合

保険給付

患者負担

特別の料金

患者負担の総額

特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する基本的なこと



○【特別の料金】のQ&A

Q1 全ての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A いわゆる長期収載品しんがくしゅうさいひんと呼ばれる同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2 なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか

A みなさんの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担金を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合などを除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望する場合には、「特別の料金」として、負担をお願いすることになりました。6月から、後発医薬品のさらなる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政の改善につながります。

Q3 どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A 例えば、使用感や味など、薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」を負担することとなります。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合などは、医師や歯科医師、薬剤師などに相談ください。

Q4 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。